

介護保険制度の改定に慎重な検討を求める意見書

本年10月31日に、厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会に対して、次期介護保険制度の改定論点を提示した。

主な内容は、①利用時の自己負担金2割から3割対象の拡大、②要介護1、2の保険からの除外、③ケアプランの有料化、④老人保健施設の多床室（相部屋）室料の徴収開始、⑤現行貸与の福祉用具を購入への義務付け、⑥保険料納付義務者の年齢引き下げと保険サービス適用年齢の引き上げ、⑦介護施設へのロボット導入による職員配置基準の引き下げなどである。

例えば、①は、制度導入時に「1割負担で利用できる」としたものの、要介護5の場合、2割負担でも月7万円を超える（実際には、保険外負担金があるので、総額は国民年金受給額をはるかに超える）。②は、総合事業への移行だが、自治体の状況によりサービス水準が左右される。③は、相談や介護計画づくり段階での有料化となり、入り口から利用抑制となる。④は、保険外負担の拡大であり、低所得者の入所施設利用の道を閉ざすことになる。

このように、創設当時の理念であった「介護の社会化」から遠のくばかりではなく、サービス利用抑制で重度化の速度が増す、家族介護に移行して現役世代の介護離職の増加、利用者減による介護事業所の運営困難化などを引き起こすことになる。

本議会としては、「介護する人、介護を受ける人がともに大切にされる社会」の実現が求められると考える。

よって、これらの事態を発生させない観点での慎重な検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
財務大臣